

ID: 368

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	名寄市観光キャラクター使用規則 第4条		
例規番号	平成24年規則第39号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(申請)</p> <p>第4条 観光キャラクターを営業行為として使用する者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、名寄市の機関が名寄市の事務又は事業において使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 名寄市観光キャラクター使用許可申請書(様式第1号)</p> <p>(2) 事業等の内容を記載した書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認めた書類</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び第3条の規定による。</p> <p>(使用目的)</p> <p>第3条 市長は観光キャラクターを名寄市の活性化及び広報宣伝PR等に役立つものとして、次の各号に掲げる場合を除き、等しく名寄市民に供するよう取り扱うものとする。</p> <p>(1) 法令又は公序良俗に反する目的に供されるおそれがあるとき。</p> <p>(2) 特定の政治、思想及び宗教活動に利用され、又は利用されるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 名寄市を象徴するものとして存在価値が低下する場合と認められるとき。</p> <p>(4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。</p> <p>(5) その他市長が許可することを不適正と認めるとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日